

日本小学生バドミントン連盟 登録規程

平成 19 年 5 月 19 日施行
平成 21 年 1 月 4 日理事会承認
平成 26 年 5 月 25 日改定

1. 日本小学生バドミントン連盟（以下「本連盟」という）は、本連盟規約第 4 章「加盟及び登録」に基づき、加盟団体及びクラブ・選手の登録規程を定める。

《 加盟団体 》

2. 本連盟を構成する加盟団体は、都道府県を単位とする小学生バドミントン連盟あるいはそれに準ずる団体であって、当該都道府県バドミントン協会の会長が承認した団体とする。
3. 加盟団体は、毎年度、定められた期日までに次の手続きを終えなければならない。
 - (1) 団体登録料（50,000 円）の払い込み
 - (2) 登録に必要な諸文書の提出
 - ①規定の登録用紙（必要事項を記入の上、都道府県協会会長の承認印が必要）
 - ②加盟団体の役員名簿
 - ③加盟団体の大会行事等の日程
 - (3) 別に定める加盟団体に所属するクラブ及び選手の登録手続き

《 クラブ・選手 》

4. 加盟団体は所属クラブの登録手続きをしなければならない。
 - (1) 登録できるクラブの要件
 - ①組織が規約に従って運営され、クラブ会員の範囲が決められていること
 - ②年間を通じて継続的に練習をしていること
 - ③主な活動場所が決まっていること
 - (2) クラブ名簿の提出（記載必須事項）
 - ①クラブの名称（個人登録の場合は小学校名等の所属を明記すること）
 - ②代表者の氏名、連絡先住所、電話番号
 - ③クラブの主たる活動拠点（市町村名）
5. 加盟団体は所属する小学生選手の登録手続きをしなければならない。
 - (1) 個人登録料（一人 500 円）の払い込み
 - (2) 選手登録名簿の提出（記載必須事項）
 - ①氏名
 - ②性別
 - ③所属クラブ名
 - ④学年
6. 選手の所属クラブについては、遠距離転居等やむを得ない場合を除いて、同一年度内における登録変更を認めない。なお、遠距離転居等の場合であっても、同一大会の予選会・全国大会においての変更は認めないものとする。
7. 「4.」及び「5.」の登録手続きをしていないクラブ・選手は、本連盟及び加盟団体が主催・主管する大会に出場することができない。
8. 大会申込み受付後においても、クラブ・選手の登録手続きについて違反が判明した場合は、本連盟理事長の決定により失格を含めた処置をとるものとする。